

改正日米租税条約米国上院へ

1 改正日米租税条約の動向

日本と米国のある所得稅租稅條約である日米租稅條約は、その利用頻度、注目度も高く、日本の租稅條約のフロントランナーといわれている。同租稅條約の原條約からの変遷は次のとおりである。

(1) 原條約

(署名日) 1954(昭和29)年4月16日 (発効日) 1955(昭和30)年4月1日

(一部改正①署名日) 1957(昭和32)年3月23日 (発効日) 1957年9月9日

(一部改正②署名日) 1960(昭和35)年5月7日 (発効日) 1964(昭和39)年9月2日

(一部改正③署名日) 1962(昭和37)年8月14日 (発効日) 1965(昭和40)年5月6日

(2) 第2次條約

(署名日) 1971(昭和46)年3月8日 (発効日) 1972(昭和47)年7月9日

(3) 第3次條約(現條約)

(署名日) 2003(平成15)年11月6日 (発効日) 2004(平成16)年3月30日

(一部改正署名日) 2013(平成25)年1月24日 (発効日) 未発効 (以下「改正議定書」という。)

(交換公文による修正) 2013(平成25)年3月9日及び3月29日 (表記上の修正)

(日本側) 衆議院: 2013年(平成25年)5月、参議院: 同年6月に改正條約案承認

(米国側) 議会手続進まず。

問題は、現條約の一部改正議定書が、米国側の議会手續気が遅れているために現在未発効であることである。

2 改正議定書の動向

現條約は2013(平成25)年1月に、一部改正された内容の議定書が署名されている。日本側は、上述のとおり承認されており、日本側の議会手續は終了している。米国は日本のように議会の両院の承認ではなく、條約は上院の承認を得ることになっているが、米国では、署名した租稅條約に関しても議会の承認待ちの状態が続いているようである。特に今回の改正議定書の焦点の1つは、利子所得の原則として源泉地國免税、免税となる配当の要件の緩和等である。この改正の発効は、日本における源泉徵収される租稅に関しては、この條約がある年の3月31日以前に効力を生ずる場合には、その年の7月1日以後に租稅を課される額、この條約がある年の4月1日以後に効力を生ずる場合には、その年の翌年の1月1日以後に租稅を課される額、と規定されている。したがって、この條約は、批准書の交換の日に効力を生ずるのであるから、改正議定書の発効を待ち望む声が多いのである。さらに、今回の改正は、相互協議における仲裁等の新しい規定を含む内容であることから、多くの者が適用のタイミングに注目しているのである。

3 米国側の動向

問題は米国側の議会手續の遅れの原因である。現條約の場合は、署名日が2003(平成15)年11月6日で、発効日が2004(平成16)年3月30日と、わずか半年に満たない期間に発効して、源泉徵収に係る條約の適用は、2004年7月から適用されている。

Topics of International Taxation

これに比べて、改正議定書は、ほぼ2年間店ざらしの状況である。その原因は、米国のランド上院議員 (Rand, Paul) の反対といわれている。ランド議員は共和党から大統領候補として名乗りを上げている。ランド議員は、上院議員に2010年に当選後、租税条約の発効にはことごとく反対しているため、米国では、署名が済んだ租税条約が議会手続を待つ状態が続いている。

ランド上院議員が反対している理由は、租税条約に規定する情報交換規定の適用であり、条約相手国が米国の税務情報に租税条約に基づいてアクセスできるようになることに反対ということである。

米国では、外国との条約は、米国上院（議員数100名）の3分の2の賛成を得れば、議会が承認したことになるが、全員賛成を慣行しているようである。そのため、強硬な反対者がいると、条約の承認手続きは停滞せざるを得ないようである。

4 米国上院委員会の動向

米国上院の外交委員会 (Senate Foreign Relations Committee) が条約の審議を行うのであるが、同委員会は、2011年6月（第112議会）に、ハンガリー、ルクセンブルクとスイスとの租税条約を承認したが、本会議において前出のランド上院議員の反対にあい上院の承認が得られず、続く第113議会においても、チリとの租税条約、スペイン及びポーランドとの改正議定書が同様にランド上院議員の反対にあったことから、第114議会において委員会で再度審議するように差し戻されたのである。要するに、上院委員会は、条約案が通過してしても、本会議等で決議承認されず、委員会差戻し等の措置となっていることから、このままの状態が継続するものと思われる。

2015年4月27日付で米国国務省が公表した米国上院において上院議会の承認待ち等をしている条約数は38あり、そのうち、租税条約関連は

6ある。6の内訳は、①ルクセンブルク、②イス、③税務行政執行共助条約改正議定書、④スペイン、⑤ポーランド、⑥日本である。

5 改正議定書上院へ

改正議定書が動き始めた理由は、2015年4月末から安倍首相が米国を公式訪問することが決まったため、オバマ大統領が上院に改正議定書の承認を求めたのである。

- 改正議定書が上院に送られるまでの経緯は次のとおりである。
- ① 2014年2月6日に米国国務省は改正議定書をホワイトハウス・大統領宛てに送付している (Letter of Submittal)。
 - ② 2015年4月13日にホワイトハウスは米国上院に改正議定書を送付している (Letter of Transmittal)。

手続きとしては、米国側は外交委員会と米国上院本会議の承認後に、大統領の署名が終わると、日本と批准書の交換が行われて改正議定書は発効することになる。例えば、2015年の秋に発効したとすると、その適用は、2016年1月からということになるが、現状では、改正議定書の適用時期については、不透明な状態といえよう。

上記の日付からも明らかなように、改正議定書がホワイトハウスに送られるまでに、約1年が経過し、ホワイトハウスが上院に送るのにさらに1年余が経過している。したがって、改正議定書が上院に送られたことは以前よりも半歩程度の前進であるが、その手続きは、安倍首相の公式訪問に間に合わなかったのである。今後の見通しは今のところ不明ということになろう。

中央大学商学部教授

矢内 一好